

【本送信票を含む2枚】

令和6年10月17日

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく 「佐渡無名異焼」の指定に関する市長コメント

江戸時代(文政2年)から脈々とその技能と技法が承継される「佐渡無名異焼」が、本日官報に告示され、佐渡市で初めて、国の指定となる「伝統的工芸品」に正式に選定されました。

小木町の重要伝統的建造物群保存地区認定、「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録に続き、「佐渡無名異焼」という、佐渡の文化が日本を代表する文化に認定されたことを大変喜ばしく、誇りに思うとともに、技術を継承し、発展させ続けてきた申請団体である佐渡無名異焼の会の皆様をはじめ、関係者の皆様に心からの敬意を表します。併せて、経済産業省、新潟県、関係団体など、多くの方からご支援を賜りましたことに深く感謝申し上げます。

今日の日常生活にも様々な場面で用いられる「佐渡無名異焼」は、金鉱脈の麓から得られる「無名異土」からなる焼き物であり、江戸幕府の財政を支えた世界文化遺産の「佐渡島の金山」にも由縁が深く、歴史的な背景から見ても唯一無二の伝統的な産物とも言えます。

今後は、このような歴史や文化の発信と共に、伝統技術及び技法価値の再認識と次世代への継承のため、「佐渡無名異焼」の発展に取り組み、佐渡の伝統的工芸品の代表として島の魅力を感じていただけるような活用を進めていくことで、島内外そして海外の皆様にも末永く愛されるよう、関係者の皆様とともに取り組んでまいります。

市民の皆様、関係団体の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年10月17日

佐渡市長 渡辺 竜五



(参考)

経済産業省 プレスリリース

<https://www.meti.go.jp/press/2024/10/20241017001/20241017001.html>

関東経済産業局 プレスリリース

https://www.kanto.meti.go.jp/press/20241017densan_press.html



本件についての問い合わせ先

佐渡市役所地域振興部

地域産業振興課 担当:北見

電話(直通)0259-67-7863

